

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第22号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（様式） 第19条 略 <u>（手数料の減免）</u> <u>第20条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1</u> <u>第2表 手数料の部 585の項及び588の項に規定する手数料について</u> <u>は、特別の理由があるときは、教育長が定めるところにより、減免するこ</u> <u>とができる。</u> （その他の事項） <u>第21条</u> 略	（様式） 第19条 略 （その他の事項） <u>第20条</u> 略

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第20条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。